

独立行政法人評価委員会  
第 15 回沖繩科学技術研究基盤整備機構分科会  
議事録

沖繩振興局新大学院大学企画推進室

独立行政法人評価委員会  
第15回沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会

議事次第

日 時：平成22年2月16日（火）16:00～18:00

場 所：中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

1. 機構の予算執行状況及び対処方針
2. 管理運営等に係る調査状況報告
3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等
4. その他

○平澤分科会長 それでは、お時間になりましたので、第 15 回沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会を開催したいと思います。

本日も沖縄からいらしていただきまして、ありがとうございます。

本日は御厨委員が御欠席、私を含めて 4 人の委員が出席ということで定足数に達しております。

例年ですと、この時期、今年度の評価をどのような方式でやるかという議論を始める段階であります。今年度の予算執行に関連して、いろいろと改善を要することがあるということを事務局からお伺いしておりますので、急遽、その問題に絞って議論をしていきたいと思っております。

審議に入ります前に、9 月の任期満了に伴い、新しく監査監事に勝野さんが任命されました。勝野さんから一言ご挨拶をお願いいたします。

○勝野監事 勝野でございます。昨年 8 月までコンプライアンスオフィサーとして沖縄機構の仕事に携わってまいりましたけれども、9 月に常勤の監事に任命されまして、別の立場で沖縄機構の事業に携わることとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

それから、もう一方、中地監事は再任であります。中地さんも一言どうぞ。

○中地監事 中地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○平澤分科会長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、議題及び資料について確認したいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

○田中専門官 御説明いたします。

次第をお配りしていますが、その次に資料一覧がございます。併せてごらんいただければと思います。

初めの議題は、ただいま平澤分科会長からもお話がございましたように、機構の予算執行状況及び対処方針についてであります。

その資料といたしまして、資料 1 が機構からの報告書。それに別紙 1 から別紙 5 までが付いております。その束の次に、本件について沖縄及び北方担当大臣からのコメントをお配りしております。

2 つ目の議題でございますけれども、昨年夏の参議院での審議の中で指摘がございました、機構の管理運営等に係る調査状況の報告でございます。指摘された事項のうち、研究者の処遇に関する調査状況につきまして、資料 2-1、資料 2-2 が機構から提出されております。

3 つ目の議題は、政策評価・独立行政法人評価委員会、いわゆる政独委の意見についてでございます。資料 3-1 は、昨年 12 月に公表されました政独委による調査結果のうち、機構に関連する部分を内閣府が整理したものでございます。資料 3-2 は、政独委の調査結果も踏まえまして、機構における住宅手当の考え方を機構が整理したものでございます。

本日御審議いただく予定の議題については、以上3つでございます。

委員の皆様には、昨年12月、総合科学技術会議に報告されました科学技術政策の優先度判定等に関する事項についても本日の議題とするとお知らせしておりました。優先度判定では、大学院大学について、「減速」という大変厳しい評定が付されたところでございます。結果として、政府予算案では大きな増額が認められましたが、総合科学技術会議の有識者議員から指摘のありました事項のうち、学生の獲得に関する事項につきましては、昨夏の本分科会からいただいた評価の中でもご指摘いただいているところでございます。

本件につきましては、時間の都合上、次回3月2日の分科会の議題といたしますが、そこで機構から学生数の考え方等をしっかりと説明させたいと考えております。

事務局から、議題、資料の説明は以上でございます。

○平澤分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

1番目の議事ではありますが、機構の予算執行状況及び対処方針に関連して、内閣府、清水局長から経緯等についての説明を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○清水局長 沖縄振興局長でございます。

第1の議題ということで、予算執行問題についての経緯を私より簡単に申し上げたいと思います。

現在、沖縄科学技術研究基盤整備機構におきましては、大学院大学の開学に向けて研究棟の整備を行っております。そのうちの第1研究棟及び管理棟の施設整備の費用につきまして、現行の予算を大幅に超過するという報告がありました。その原因や今後の対応について、今日ここに重点的な御審議をお願いする次第でございます。

昨年末でございますけれども、機構の担当者より、この施設整備費が既定の予算額から大幅に超過をしているという口頭の報告を受けました。それを受けまして、今年1月初め、内閣府より機構に対して事務連絡を発出いたしまして、この既定予算超過額への対応のための具体的な方策の早急な策定、それから、それまでの間の新規契約の停止を要請したわけでございます。その間、内閣府においても事態の把握に努めるとともに、機構において対応策について検討を重ねまして、2月上旬に至り、政務三役、大臣、副大臣、大臣政務官に御報告を申し上げたところでございます。

大臣、副大臣、大臣政務官、三役からは、日ごろから機構の活動について評価をしていただいている本分科会の先生方に、毎年度の業績の評価に先駆ける形になりますが、第三者的専門的見地から本件について十分に御検討いただくよう御指示があったわけでございます。大臣からのコメントでございますが、泉大臣政務官よりお話がございます。よろしくお願いいたします。

○泉政務官 内閣府の大臣政務官の泉健太でございます。

衆議院の本会議開催のために少し遅参いたしましたことをお許しく下さい。前原大臣、あるいは大島副大臣とともに、この問題について議論をさせていただきまして、我々とし

て今日皆様にコメントを申し上げるということになりました。「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の施設整備に係る予算執行問題について」ということとさせていただきます。

「この度、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構において、施設整備の費用が予算を大幅に超過している状況について報告を受けました。

機構においては、多額の公費の投入を受けて運営されている法人として期待される適正かつ効率的な業務運営が行われなければならないということは言うまでもありません。

今回の事態が既定予算額 138 億円に対し 40 億円の予算超過という大幅なものであることに加え、当初の対応についても機構側に所要の節減等についての計画的な取組姿勢がうかがえなかったということについて、私は、担当大臣として、機構の予算管理が疎かになっているのではないかという強い懸念を抱きました。

内閣府独立行政法人評価委員会分科会におかれては、このような事態を招いた原因や再発防止を含めた今後の対応について、御審議の上、見解を取りまとめていただきますよう、お願い申し上げます。

平成 22 年 2 月 16 日、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）前原 誠司

こういった大臣名での皆様へのお願いをさせていただきます。どうか真摯に御議論いただきますよう、今日はバックマン理事もお越しをいただいておりますけれども、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

○平澤分科会長 どうもありがとうございました。

今の文書の中にありますように、我々としては、以前から懸念していたことでもあり、どのような事実経過であるかということをもまずは詳細に把握したいと思っております。その上で、しかるべく対処方針をまとめて御報告したいと考えておりますが、最終的な報告というよりも、その都度、また御報告にあがり、御指示も仰ぎたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、局長から経緯の概要について御説明がありましたが、もう少し続きをお話しになることがあるならば、いかがでしょうか。

○清水局長 先ほど申しましたように、最初の対応といたしましては、事態の発生の報告を受けて、具体的な対応策を早急に立てていただきました。その上で政務三役に御相談し、今日の評価委員会に迎えたわけとさせていただきます。この間、これまでのいろいろな議論、対応の仕方について、沖縄機構で報告書の形でまとめていただいておりますので、概要について御説明いただき、御審議を賜るのがよろしいかと存じます。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

それでは、バックマン理事から、施設整備に係る予算執行状況及びその対処方針について、資料に沿って御報告いただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○バックマン理事 まず、冒頭に皆様方に申し上げておきたいのは、内部でも本件につきましては話をいたしましたし、また、内閣府とも話をさせていただいておりますけれども、起こっております事態が極めて深刻なものであるということは十分理解しておりますので、

その旨をまず申し上げておきたいと存じます。

また、この分科会委員の皆様方におかれましては、個人的にもこのプロジェクトに非常に関心を持っていただいて今まで見守っていただきましたにもかかわらず、このような事態に至りましたことを、おわびを申し上げたいと思います。

そして、これは、分科会の皆様方だけではなく、日本政府及び日本国民の皆様に対しても同じように感じておりまして、そういった認識を持っているということをまず申し上げたいと思います。

この報告書をこれから御説明申し上げようと思っておりますけれども、気持ちとしては、言い訳をするのではなく、説明をさせていただくという姿勢で臨みたいと思います。

機構のプロジェクトというのは極めて重要なプロジェクトでございまして、今日に至りますまでにいろいろな変化を遂げてまいりました。今日の御説明の中でいろいろ行ってまいりました変更あるいは改革ということについても御説明を申し上げます。それから、これからも改善をしていく上でさまざま必要な変更、改革は行っていくつもりでございます。

この報告書に要約されておりますように、プロジェクトの開始に当たりましては、非常に大きな施設整備補助金という予算を与えられています。当初の段階におきまして、その補助金の額であるとか、施設整備のためにどういう計画を持ち、どれぐらいのコストがかかるかという議論が行われました。建設に対応してコスト調整をしながら、どのようにプロジェクトを進めるかということについては、交渉が行われ、そして合意が達成されました。その最初の段階で行いましたコミットメントといえますか、約束というのを完全に実現できなかったということがありましたことについては認識をしております。

建設が進みまして、それに対応いたしまして、実際に研究者の採用が進んで、建物に入居するというスケジュールについても対応しなければいけないという段階に至りました。

これは、基本施設の建設が進んできたのを受けまして、実験・研究室の整備、つまり、ラボ・フィットアウトに本格着手することとなりました。日本語では、2ページの第1パラグラフに書いてございます。

基本的に、この実験・研究室の整備が目的にかなう形で適切に行われているかどうかということについての見直し、あるいは評価のための手続というのは、きちっと整備されております。

しかしながら、問題は、そのかかるコストと、今使える予算、将来の予算、その両者の関係をきちっと把握しなかったということでございます。部分的には、その原因の一つというのは、典型的に日本で行われておりますような実験・研究室の整備のコストと、当該のプロジェクトの実験・研究室の整備のコストのタイプが異なっていたというところにあります。一般的に、この実験・研究室の整備のコストというのは、建物の中に入る個別のラボに関連して起こるものであります。

沖縄機構のプロジェクトのミッションから言って、そして、その設計コンセプトから言ひまして、できるだけ学際的な研究を共有する形で実施するため、使用するいろいろな施

設、機材等を集中的に1カ所に集めるというやり方をとっております。

そこで、機構の実験・研究室の整備のやり方としては、通常の個別の研究室の整備に加えて、より大きな建物の中で、より大きな研究が行われるような場合の中央設備として供給インフラ整備も一緒に設置する。それらを同時進行するという形で行われました。

後でこの話はもう少し詳しく申し上げますけれども、こういった作業を進める中で明確になってまいりましたのは、研究者にその研究棟に移動してもらうために追加的なコストが必要になったという要素があります。

それから、これは2ページ目の日本語では第4パラグラフのあたりに書いてありますがけれども、平成20年度の第2次補正予算の議論が始まった段階で、さまざまな研究棟の利用については相互に関連を持たせながら整備していこうという考え方のもとに話し合いが行われて、最終的に研究棟2の予算について第1研究棟及び管理棟の整備に使用してもよいという解釈・認識を持つに至りました。

そういうことで、研究棟2の予算を充当して使い始めたということですがけれども、当初、御理解いただいた規模を超えて使ってしまったという不適切さがあったことは認めております。そのようなことにつきましては、適切な段階で内閣府に御報告を申し上げて、そして、どう対応すべきかというアドバイスを得るべきでありました。それが適切に行われなかったわけでございます。

それで、第3研究棟と第2研究棟を一体として建設を進めることによって節約もできると考えました。しかしながら、実際には期待した節約が、今年度の補正予算の執行停止が決定されて、入札ができないということで実現できませんでした。

このようなことをもっと早めに気付いて、そしてそれに重点的に取り組んでおりましたならば、運営費交付金からこれだけ多くのお金を使わないでも済んだと考えております。

私どもが先ほど申し上げましたように、研究棟2の予算から、第1研究棟及び管理棟の整備に充てたわけでありましてけれども、それを回復するような予算の使い方を将来できる可能性があることを認識しております。ただ、そういうようなことを考えたというのは、そもそも協議もせずこちらだけで考えてしまったというのは不適切であったと感じております。機構内部におきまして、非常にタイムリーな形でもって問題の性格を把握・認識するとか、十分な情報共有が行われてこなかったわけでありまして。

後で御説明申し上げますけれども、新しい職員を採用する、そして、今、機構として成長している中で、必要な専門知識というものが蓄えられてきておりますので、こういった問題については、将来早めに把握をする、あるいは予防することが可能になってきていると思います。

新しく財務・人事部長も着任しておりますし、また、新しい常勤の監事がいらっしゃるということで、現場にこういう人材があることによりまして、これらの問題を将来は早めに探知し、御報告できることになると思います。明らかにこの点につきましては、将来も引き続き改善を図っていかねばならないと考えております。

この話はまた後で戻ってもよいと考えておりますけれども、この時点では3ページ目の2番目のポイント、つまり、第1研究棟及び管理棟の施設整備費補助金予算を上回った理由の幾つかの例を御説明申し上げたいと思います。

必要な研究環境を充実するために、主に主任研究者からの要望によって予算を上回ったという背景があったということをもまず申し上げたいと存じます。

1つは、第1研究棟から第2研究棟へ霊長類研究を移すという決定を行ったこと、これが影響を与えております。これには2つの問題が関わっておりまして、まず第1番目は、霊長類の研究を行う研究者の採用のタイミングが合わなかったということ、それから、2番目は、既に存在して研究を行っている主任研究者の研究施設を整備しなければならなかったということです。

これに関連いたしましていろいろな変更がここにリスト化してあるわけございまして、例えば、電子顕微鏡であるとか、コンピュータであるとか、照明とか、その他関連の機器というものも変更せざるを得なかったという要素があります。

それから、コンピュータに関しましては、1カ所に集中してサーバを整備するということにし、それを第1研究棟に置くということにいたしました。これは、長期的には非常にコストの節約ということにつながると思っているんですけれども、初期の段階では集中的にそういったものを整備いたしましたので、経費が大きくなってしまいました。

コンピュータの関連の機材、施設というのを第1研究棟に集中して設置いたしました。

また、研究棟におきましては、照明もLEDに変えるということを行いました。

それから、窒素ガスの発生装置というのは、分散化してあちこちに置きますとコストが高くなりますので、集中的に1カ所にまとめました。

それから、もう一つ、このリストに入っていないのですけれども、逆浸透のための水に関わる施設についても、分散型のものから変更したということで、それも長期的にはコストの節減につながると思います。

それから、4ページに入りますけれども、例えばコールドルームは発注時期を前倒しにしました。後で整備をやりますと、騒音が起こったりして研究の支障になると思ったからであります。

このような作業に関しましては、プロジェクトマネージャーや建設業者、あるいは内部のスタッフが集まって、非常に慎重なレビューを行いました。プロジェクトの成功にとって施設の建設は極めて重要であります。もちろん予算の問題は認識をしております。

次が発注決定までのプロセスとその問題点ですが、最初のプロセスは問題はなかったのですが、それに関連して、変更等についての手続のハンドリングが余りよくなかったと認識をしています。

それから、問題点としましては、管理監督の中でコストをきちっとフォローして、代替案というものを検討する、そういったところが欠けていたと思います。

5ページの上の方に移りますけれども、コスト縮減の検討をいろいろ行っておりますが、

その中の一つとして、可能な限り実験機器及びスペースの共有化を図るということをやっております。これは、先ほど申し上げたことでありますけれども、P I（主任研究者）とも協力をしておりまして、そもそも機構のミッションにふさわしいように、できるだけ機器の利用についても、スペースの利用についても、合理的・効率的なものにしようとしております。

2番目はライフサイクルコスト等の比較検討です。

その例としては、先程既にお話をいたしました、照明もLEDにするとか、窒素ガス発生装置を集中化するとか、また、水設備を中央集中化するとか、そういうことであります。

また、プロジェクトに関するコスト効果ということも考えまして、ものによってはキャンセル、あるいは延期もしております。

例えば、一つの例ですけれども、当初はコージェネを考えていたのですけれども、油価の高騰に伴って、余りコスト効果がよくない、費用対効果がよくないということで、この方式はやめることにいたしました。

研究棟の規模と研究スペースの規模を削減するというのもやっております。例えば、ラジオアイソトープの研究施設に関連しては、最低限必要なところまで縮減をしております。ほかにもいろいろな要素があって、なかなかやりたいと思ってもできなかったという事情もありますが、これは言い訳として申し上げているわけではなく、説明をさせていただいております。

例えば、いろいろな種類の研究事業、あるいはその他の活動があると同時に、たくさんの数の主任研究者にも同時に対応しなければいけないということがありました。内閣府とも協議をさせていただいておりますけれども、できる限りフル装備に近い状況で第1研究棟の供用を開始しなければいけないということは認識しております。

今申し上げたことは、言い訳ではございませんで、説明でございます。

将来、これからも研究棟の建設を進めていくに従いまして、今申し上げたようなことが再発をしないように防止することをお約束申し上げたいと思います。

まず、今後の対応としては、21年度について、できるだけ予算の節減をしていきたいと思っております。

それで、研究棟2の補助金を第1研究棟及び管理棟のために使うという変更申請を行う予定です。

将来の運営費交付金とも併せまして、第2研究棟と第3研究棟の建設を進めてまいります。

それと、重要な要素というのは、P I（主任研究者）が必要とすることと、運営費交付金の関連性をきちっとつけることです。

それから、研究棟自体の建設と共有スペースであるとか個別の研究スペースについては、きちっとモニターをして費用対効果が実現できるようにしていこうと思っております。

もう一つ重要な分野というのは、6ページの（2）に書いてあります予算執行体制の強

化でございます。

内部もいろいろな手続を検討して必要な変更を行っておりますが、1つ非常に重要なことと認識をしておりますのは、今までのやり方ですと、予算の執行状況の認識が数カ月とは言わないまでも、数週間遅れることがよくありましたので、そういうことが決してないように、予算執行状況については、タイムリーにきちっと認識・把握できるようにしてまいります。そのために必要なことは、専門知識を持った人材を採用していくということにあります。

その例といたしまして、例えばコンプライアンスオフィサーとして川口さんが入りました。それから、那覇にあります沖縄総合事務局から伊波さんという方に来ていただきまして、総務課専門職として総務予算の面をやっているというところでございます。これからの予算執行体制の強化に努めてまいります。

もう一つ重要な分野が、キャンパス建設部門です。

非常に厳しい大変な仕事でありますけれども、よく仕事をしてくださる方々が入っています。その機能一層の充実のために、更に人材を強化していかなければいけないと考えています。その作業は既に開始したところであります。

以上、今までの背景、あるいは現在まで至った状況で、どういう要素が問題だったか、そして、経費の中にはどんな項目が入っていて、我々として今までのことを踏まえて、将来改善をしていく強い気持ちを持っているということを申し上げたいと思います。

終わりに、繰り返しにはなりますけれども、起こりましたことについては深刻に受け止めておりまして、そして、これを是正すべくきちっとコミットするというのを最後に申し上げます。

御質問にお答え申し上げたいと存じます。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

ここで質問をしたいところですが、監事の方から、この間、現場でいろいろと情報収集等をおやりになったと思いますので、御報告をいただきたいと思います。

○泉政務官 大変申し訳ございません。私、そろそろ次の都合でどうしても退席しなければなりませんので、分科会の皆様、改めてですが、どうか分析等々の方をよろしくお願い申し上げます。

○平澤分科会長 どうも今日はわざわざお越しいただきまして、ありがとうございます。確かに承りました。

(泉政務官退室)

○平澤分科会長 それでは、監事からの御報告をお願いします。

○勝野監事 それでは、私から監事としてのコメントをさせていただきたいと思います。

まず、このような事態を監事として把握することができずに、また、機構に適切な対応を指導・助言できなかったことは、極めて遺憾に感じております。

これまでの監査におきましては、施設整備費補助金につきまして、全体の予算額及び執

行状況については把握していたところでございますけれども、個々の契約、あるいはプロジェクト、個々の建物ごとのそれぞれの執行状況についてまでの報告は受けていなかったところでございますし、また、私どもの監査においても把握し切れていなかったところがございます。

運営費交付金につきましては、実地の監査におきまして、詳細な執行状況についての報告を受けておりましたが、ただ、施設整備のための資金に運営費交付金を充当する必要があるという説明は受けておりませんでした。

今、このような事態に至った原因、今後の対応策等について、機構から説明があったところでございますけれども、私どもとして、今回、このような事態が生じた背景には、いろいろな問題があるところではございますが、管理運営体制の問題、特に機構内における問題点についての認識の共有、あるいは意思疎通の不十分さ、こういった問題を初めとして、さまざまな要因が考えられるところですが、そもそも機構における適切な予算執行についての認識が不十分であったと考えております。

監事といたしましては、機構の会計関係の規定等に照らしまして、問題点を検討いたしました。

その結果、例えば予算執行の手続等につきまして、会計規程に定められたとおりの厳密な運用がなされていなかったなど、予算管理の実態に不適切な面があったことを認めざるを得ません。具体的には、会計規程 11 条において、予算配分及び予算配分後の変更、あるいは第 12 条において予算の執行手続等、それから、第 15 条におきましては、予算の執行状況の報告等が定められております。

例えば、会計規程第 12 条の第 4 項におきましては、予算の執行の際には、帳簿によって執行状況を常に明らかにしなければならない。第 15 条の 2 項におきましては、予算責任者は毎月その月の予算の執行結果を作成し、理事が取りまとめの上、理事長に提出しなければならないとの規定があるところがございます。

しかしながら、このような予算の変更、執行状況の報告等につきまして、厳格な文書による手続が取られていない。そういった点で不十分な面があったと認めざるを得ません。

今後、本件につきましては、私ども監事としまして更に詳細な事実関係等の把握に努めるとともに、監事監査を強化いたしまして、適切な業務運営の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

この議題に今回残されている時間はあと 30 分程度ですが、委員の先生方から、この際、確認あるいはコメントを述べておきたいということがあれば、御発言いただきたいと思っております。どうぞ。

○バックマン理事 一言だけ申し訳ございません。先週末、2 日間にわたりまして、ブレナー理事長に対しまして、本件についてはよく御説明申し上げておりますので、理事長

もこの事態を認識しており、私どもにきちっと対応するようという指示を得ております。  
以上です。

○平澤分科会長 ありがとうございました。

さて、それでは、委員の方からこの場での御質問等をまず伺いたいと思います。どうぞ、伊集院先生。

○伊集院委員 質問といたしますか、バックマン理事から状況の説明を伺いまして、なぜこんなふうなこれほどの予算超過をしたのかという経緯の説明で、ある程度納得いたしました。前回にもこのようなことが生じまして、またもやという、思いが実はございます。それは、いわゆる予算管理、予算に対する認識といったものがかなり認識が甘いといひましようか、荒っぽいといひか、本当にずさんだと思われても仕方がないような状況ではないかと判断いたします。

これには、管理体制、今後の問題点解決の方向として、予算執行体制の強化ということ、もろもろおっしゃっておりますし、そのような方向に向かって人的な配置もなさるといひことでございますけれども、まさにその点が前回に続いて今回も後手後手という感じがいたします。ですので、人的な面での管理体制をしっかりと執行していただいて、いいものを作っていくような方向にやっていただければと実感しております。

○平澤分科会長 ほかにいかがでしょう。遠藤委員。

○遠藤分科会長代理 はっきり言って、何をか言わんやという感じなんですけれども、要するに組織としての基本のことが全然できていないと。予算と実行するための計画と、それから、実際実行しているときに予算に対してそれぞれどこまで使っていつているかといひことが、先ほどありましたけれども、2～3カ月経たないと分からないとか、そういうことを放置してはいけないんですよね。ですから、具合が悪いと思ったら直さなければいけないといひ、自分自身を直していくといひことが全然働いていない。だから、今度ちゃんとやりますといひっているけれども、多分このままではちゃんとできませんよね。現状を是認していつちやうんだから、どんどん。よっぽど機構に対してガツーンといひつも言える立場の人を作っておかないと、これはできませんね、みんな。

例えば、ここに報告がある中で、どうしても絶対一緒に報告してもらわなければいけないといひ思うことが2つあります。

1つは、先ほど幾つか言われた中に、前倒しをしてやったとか、集約をしてやることでトータルとしては大変いいことになるんだとおっしゃっている部分があるんですね。40億の中に。それだったら、前倒ししたといひうんだったら、後で減るわけですから、40億のうち幾らそれがあるといひことは示していなければいけないわけですよ。全然示していない。

それから、もう一つは、いいですか、P Iの人がこういうふうにしてほしい、ああいうふうにしてほしいといひったことを、一つ一つはもっともだろうと思つるので受け入れたといひことになるけれども、予算といひのは潤沢にあるわけじゃないので、その中でいろいろ

精査をしていかなければいけないわけですよ。そうすると、それを「はいはい」と認めているやり方を今後も続けるのだったら、絶対にまたオーバーするわけですよ。そのところを、これじゃいけないよ、これで我慢しなさいとか、これで何とかしようというふうにやることができる人が本当に存在するかどうか。私は会社でそういうことをずっとやってきましたから、本当に廊下を歩いていると後ろから殴られるようなことが何回もありましたよ。そういう覚悟の人がいるのかどうか。権限を持たせた上ですよ。その2つが私はちゃんとここにうたわれていないので、今、伊集院先生が言われたように、期待しますと言ってやさしい言葉で言われたけれども、このままでは期待できません。ということは、どうするんだということをもう一回考えなければいけないということですね。ちゃんとやらなければいけないわけですから。

○平澤分科会長 長岡委員、いかがでしょう。

○長岡委員 先ほどバックマン理事からお話があって理解したところなのですが、一言で言えば、予算執行について認識が不十分だということに尽きると思います。仕様変更の都度、予算超過することを認識していたということですが、その認識を組織全体として共有していないということ自体が、通常であれば、仕様変更があれば当然契約額が変わるわけで、予算を超過するのであれば、予算を超過する支出については、当然理事長まで決裁を受けなければならないという一定の承認のルールがあるはずですので、そのルールどおりに行っていれば、このようなことにはならないはずだと思います。

1点確認ですけれども、今回の21年度の未処理分で36億円について、第2研究棟整備費分の56億円の一部を充当するというお話なんですけれども、これは単純に余ったからそれを回すということですか。それとも、この第2研究棟は作らないということですか。

○平澤分科会長 このままでは作れません。

○長岡委員 分かりました。

○平澤分科会長 私はここで、私自身の感想を申し上げるのは控えておこうと思いますが、今、厳しめの感想と、非常に温かい感想とありましたが、私はどちらかというと、もっと厳しい感想を持っております。しかし、それをここで具体的に申し上げるのはちょっと置いておいて、幾つか、まず、状況について認識を深めておきたいと思います。

まず第1は、20PIと今後の30PI、今、進行中かも知れませんが、その資格面積というのは、当然研究者としては等価、同じように配分されると考えておくべきだろうと思いますけれども、今、第1研究棟のところに20PIの中の人すら入っていないわけですね。もちろんセントライズした部分はあるわけですが、その部分を除いて、2期棟、3期棟で予定されている人たちに配分される面積というのは、1期棟の方が占めている単価と同じだけが確保されるようになっているのかどうか。これは基本的な計画だと思うのですが、そこはいかがですか。

○バックマン理事 一番最初的时候には、すべてのPIに対しては全く同じ扱いということでありましたけれども、途中からブレナー理事長が、それぞれのPIの持っているプロ

プロジェクトのタイプに合わせて、予算についても、スペースについても、スタッフについても、併せて検討していくというふうにお変えになりました。この週末もこういう話をいたしましたけれども、再度それぞれの個別のプロジェクトに合わせて、各リサーチユニットについては、その規模とスペース、あるいは予算について、合わせていくという調整をしていくということでもあります。もう既にそういう作業を行っておりまして、それも 2010 年度予算の評価に当たりましては、緊密に連携をとって考えていこうと考えております。

直接今の御質問にお答えいたしますと、それぞれ平等な配分というのではなくて、P I ごとに、予算額についても、スペースについても、割り当てられる人員についても、最適なものを決めていくということでございます。

○平澤分科会長 私の質問は、もちろん研究領域の特性に応じて全てイコールである必要はないと思っています。それは、特性に応じた資金、人員、スペースの配分があってしかるべきだと。そのことは納得した上で、計画として、第 2 期棟、第 3 期棟で確保される面積というのが 30 P I 分に相当するのか、あるいは 30 P I プラスアルファ、第 1 期棟で 20 P I の中に入らなかった人たちが入らなければいけないですから、それだけの単価に相当するものが確保されているのかどうかということです。アベレージとしてですね。

○バックマン理事 必ずできます。実際に本当にどうなるかということは、採用の計画の詳細によって採用されますし、そしてまた、それは 2012 年に開学します大学院大学の計画によって変わってまいりますけれども。もちろん大学院大学におきましておおよそ 50 P I がそのスペースの中に入り、適切な設備を与えられるということでありまして、そのためには若干の微調整は必要になってくると思いますけれども、当初の計画どおり、それを実現できると確信をしております。

もう一つ関連して申し上げるのは、もちろんこの機構及び新しい大学院大学にとりましては、国際的に知名度の高い、また、大学のビジビリティを上げるような人材が必要だと考えますけれども、それだけではなくて、若手代表研究者というものも活用していきたいと考えておりまして、ブレナー理事長の指導のもとに、全体のうちの 2 割ぐらいは若手代表研究者ということにしようと考えておりまして、そうすれば、フルの代表研究者と比べれば、与えられる資源もスペースも少ないということになります。

○平澤分科会長 今でも 20 P I の中に若手の方もいらっしゃるわけですね。ですから、アベレージで考えたときに、十分なものが残っているのかという理由には今のはならないですね。私は、特にこの問題、非常に重要だと思っているのは、これから優秀な方を採用しないといけない。優秀な方にこれだけ十分な資源がありますよ、スペースがありますよということが確保されていなくて優秀な人が集まりますか。だから、計画として、それは十分な、後の方にも前の方と同じように、しかし、予算はこれからいろいろな仕組みで考えるとして、いろいろな予算を取るということではできない中で、どういう工夫をしながら、しかしながら、満足していただけるような仕組みを考えていきますということが表明されない、後々いい人はしり込みしてしまうでしょう。そういう評判が立たないように、こ

の際、かつちりとした第2期棟、第3期棟の計画を持ちますということを次回までに考えておいていただきたい。お金のかからない人を呼ぶから大丈夫ですとか、スペースが少ない人を呼ぶから大丈夫ですとか、こういうことはおっしゃるべきではない。

それから、2番目の点ですけれども、この説明書の中で3ページに補助金の予算を上回った主な理由というのが記されていて、この下の方、研究室の実態に応じた実験室仕様の変更とありますけれども、それと、その次の項目というのは、次の4ページにわたりますけれども、要するに、セントライズすることによって、後々有効に機能するようなものを最初のラボ案の方に仕込んでおいたということに相当すると思いますね。そのこと自体は賢明なお考えだと思いますけれども、ここで見ますと、大体ここに出ているのは10億円ぐらいなんです。そのための金額を考えてみますと、10億円ぐらいなんです。だから、40億円のうち、効率的にするために10億円ぐらいは使ったという話になるかと思うんですね。

それで、一方で、4ページの一番最後で「その他」という項目があって、その他実験室の整備に伴う仕様変更というのがあって、これが11億円ですね。この実験室の整備に伴う仕様変更というのがどうして生ずるのかということが私には理解できないんですね。去年の夏にお伺いしたときにも、P Iの方たちから十分情報を集めて、それに見合ったような内容になるように、そういう体制を作ってくださいということを申し上げていたわけです。全く新しい更地に実験室を作るわけですから、仕様変更が起こること自体が、これは見込みで何かをやった後、後からP Iの人に意見を聞いて変えましたという状況の中で発生したお金じゃないか。もしそうだとすると、この11億円というのは全くマネジメントのミスのために発生したものだということになりますね。いかがでしょうか。

○バックマン理事 この非常に大きな紙、A3を三つ折りにした紙を見ていただけますか。今、その他という変更項目のところ、細かい内訳をここに書いてございます。そもそもきちっと仕様を決めていないで、それを変更せざるを得なかったのは不適切であると。その御趣旨は理解いたします。一部はおっしゃるとおりのような変更ですが、変更項目のほとんどは、そのような不適切な管理によるものではございません。

しかしながら、おっしゃっております原則はそのとおりだと思うわけで、更地に全く新しい研究棟を建てるわけでありますから、構造物自体としては最低限に抑えておいて、そしてP Iの要望に従って、あるいは研究棟の仕様のあり方に従って、フィットアウトの投資をきちっとすると。その間の管理を厳密にすること、これは本当に重要だと私も思います。

なかなかどういうP Iが入ってくるか分からない中で、実際にそれを実現するのは極めて困難ですけれども、できるだけ建築家とも相談いたしまして、構造物自体はできるだけ共通のものにして、P Iが決まってから、特別な仕様にできるようにしたつもりでございます。

おっしゃったことの中に内包されているポイントとして私が考えますのは、戦略的な仕

様というものを考えるべきだということではないでしょうか。例えば、ニューロサイエンスとか物理とか、そういったものについて、それを戦略的な研究項目ととらえて、それにあわせて建築を適切に進められるようにすると。これにつきましては、新しい大学院大学の学長、及び設立委員会のメンバーとあらかじめ先見的に二つ三つの戦略的な分野を特定して、それに併せるように研究棟 2、3 は進めていきたいと考えています。

ということは、繰り返しにはなりますけれども、基本的な構造物だけというものをまず作って、そして、その使用目的及び使用者が決まった段階で微調整をしていくという考え方でございます。

○平澤分科会長 この件に関しては、まだいろいろ詳細な議論をしたいと思っておりますけれども、時間がきておりますので、次回までの間に是非監査監事の方と一緒に作業をしていただきたいということが幾つかあります。

まず、第 1 には、エビデンスとなる文書、ドキュメントですね。要するにドキュメントベースでどういう運営がなされていたのかということの実態を明らかにしていただきたいと思っております。

これは、例えば、会計上のいろいろな決まりがあるわけでしょうけれども、そういう法令的な側面もさることながら、実務として、だれの印鑑で支払が決定されるのか、されていたのか。だれのサインでですね。それから、発注はだれのサインでされていたのか、それらを集計するシステムはどのようになっていのか。こういうことがエビデンスベース、要するに文書として残されているはずだと思いますけれども。これが 1 点です。

それから、2 点目は、組織の運営というのが適切に行われたかどうかということに関連してですけれども、それぞれの組織を構成するある機能を担った、あるいは権限を担ったポストというのがあるわけですね。特に今回の会計処理に関連した部門に関してで結構ですけれども、時系列で考えて、どういう方がその機能を担うポストにいらして、いつまでいらしたのか。もしそこが空席だとすれば、どの方がその権限をカバーすることになっていたのか。つまり、組織としてどのような運営が実際に行われていたのかということ、権限を持ち、機能を担っているポストの変遷として整理していただきたいというのが 2 番目です。

それから、もう一つ、やはり組織的なことではあるわけですが、さまざまな意思決定をしていく会議があると思っております。その会議の議事録を整理していただきたい。どういうことを決め、その決定した事項をどのように次にトランスファーしていったのか。つまり、組織体としてどのような会議を重ね、その会議の結論を次の機能を担っている会議に渡していったのか、こういうことが見えるように整理していただきたい。この部分に関しては、できるだけ議事録等が分かるように資料を集めていただきたい。

昨年 8 月に現地を訪問したときに、その種のことにかなり厳しいことを我々申し上げたわけですね。それは、P I の希望を聞いて、どのようにその P I が今のラボから新しくできるラボに移っていくのか。このトランスファーのプロセスというのは、非常に研

研究者にとっては重要なわけですから、研究が阻害されないようにしていくためには、さまざまな配慮が必要になってくる。その一つとして、PIからの情報をどのように共有して、それを進めていくのか。こういうことについての体制を整備してくださいということを強く申し上げたわけです。

これは、既に引越の話に入っていたわけですが、今回あらわれたことというのは、その前段であって、どのような内装、あるいは研究室の作りをするのかということに関しての情報収集というのがどのように行われ、それからまた集約されてきたのか。このところが中心かと思えますけれども。

以上、できるだけドキュメントベースで、そしてまた、だれがどういう機能と責任を分掌していたのかということが分かるようなものをできるだけ整理していただきたいと思えます。

この作業が過大だとすれば、これは局長にお願いするわけですが、内閣府の方からも助っ人を沖縄に派遣していただいて、評価委員会の外にお話ししても恥ずかしくないようなファクツを把握するという。起こっていること自体は恥ずかしいわけですが、ファクツの把握の仕方としては恥ずかしくないという、ちゃんとここから体制が立ち直っているなということが理解していただけるような、是非そういうことに取り組んでいただきたいというのが第1点です。

それから、第2点としては、これは機構の方をお願いしたいわけですが、機構の方で、今、バックマン理事がいろいろ御説明くださったように、さまざまな反省点がおありだと思います。その反省点を踏まえて、今後の組織として、どのような組織体制にしたらいとお考えなのか、そしてまた、その運用方法というのをどのようにすればよろしいかということに関しての提案と申しましようか、お考えを、次回までにまとめていただきたいと思えます。

そのような2つの情報をもとにして、3月2日に、我々としてはこういう事態が起こってきたことに関しての原因をファクツベースでできるだけ把握した上で、それが起こらないようにするためにはどのような組織体制にしたらよいかということを考えて、大臣に御報告したいと思えます。

私事で恐縮ですが、私自身も実は東大の中で、スクール・オブ・アーツ・アンド・サイエンスという学部研究科、そこの自然科学系、ナチュラルサイエンスの部分の新しい建物を作る。これはかなり大きな建物です。その概算要求の段階、つまり、資格面積をどのようにして確保するのか、どの建物を壊して資格面積を浮かせ、それを回すのかとか、こういう段階から、最終的にはどの研究者がどの部屋に入り、その部屋の、まさにラボフィットアウトに相当する内装をどういうレベルで整えるのかということはずっと担当しました。

そしてまた、研究者が一番、公平、不公平についていろいろとおっしゃるだろうと思うんです。そういうフラストレーションがない形で、研究者の方が本当にいわば心地よく研

究できるようなものにしていくということ、これが最も重要な話ですので、私は、そうは言ってもいろいろ恨まれはしたるうと思えますけれども、調整するのに大変苦勞したという経験を持っております。

ですから、今般の問題がどれほど難しい話かということはよく分かるのですが、しかし、それをちゃんとやり抜かない限り、いいものにならないということが非常に懸念されるわけで、私としては、是非世界に誇れるものを作っていただきたいということを当初から思っているわけで、それにふさわしいようなもの、あるいはふさわしいようなやり方で、今後立て直していきたいと思っているわけです。

ちょっと時間をオーバーいたしましたけれども、そういうようなことで、3月2日までの間、できれば24、25日ぐらいを一つの区切りとして、それまでの間に作業したものを内閣府に報告していただいて、我々、個別に検討させていただきたいと思えます。3月2日には我々としての見解を是非まとめたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この件に関して、何か御質問とか御発言ありますか。どうぞ。

○遠藤分科会長代理 いずれにしろ今後もお金をまだ使っていくわけですから、予実績管理を非常に簡単にしっかりとできるような仕組みがないと、人間が一生懸命計算したんじゃないでしょうもないわけですよ。それをちゃんと見せてもらわないと、また起こっちゃいます。それを是非ちゃんとやってくださいよ。それが基本の基本ですから。

○平澤分科会長 遠藤先生は最初るときからずっとそれを整備すべきということをおっしゃっておられた。全くそのとおりで、爆発的に作業が増えていくわけですから、それを円滑に処理できるようなシステムを、これは要するに人手じゃないわけですね。このことを含めて、是非御検討ください。よろしいでしょうか。

○バックマン理事 はい。

○平澤分科会長 さて、それでは、次の議題に移ります。

2番目は、管理運営等に係る調査状況の報告ということでありまして、この状況というのは、国会審議の中で指摘された事項が幾つかあったわけでありまして、その中で特に調査を必要とし、その後検討していただいていることに関してであります。これは、機構の側からヴィンセント部長、よろしく願いいたします。

○ヴィンセント部長 この点に関しましては、前に御報告をしたことについて繰り返すことは避けたいと思えます。いろいろな研究者に対してどういったような支援が行われていて、その背景が何かということについては、今までも御説明申し上げております。

それで、この特定のケースについては、育児支援ということや、例えば言語上の問題に対する支援ということを含めて、どのような支援を提供しているかということについては説明をいたしました。そこで、このような機構において行っているルールあるいは規則を、日本内外の公的あるいは私的の研究機関と比較をする調査をいたしました。そこで、国際的競争をするという視点からも、これらの研究者に対する支援については、基準や手続に

関する制度を整える必要があると考えました。

機構といたしまして、主任研究者だけでなく、ほかの研究者を内外から招請することができるように、昨年9月に既に幾つかの関係の規程類は整備いたしました。それらの規程の中には、借上住宅の規程であるとか、自動車、家具等の必要な支援に関わる特別な処遇に関する規程、これらを整備いたしました。

それで、非常に高いレベルにある方、あるいはその前の経験であるとか、その母国の生活水準といったようなものに照らしまして、個別のPIであるとか研究者に対して、個別の処遇を提供することが必要な例も多々ありました。それで、標準的でないよう処遇に関しては、理事長が決定することが可能になっています。

このようなプロセスの透明性と説明責任を担保するために委員会を設置して、その委員会で個別の事情について検討し、そして、理事長に対して提言をするという仕組みを作っています。今申し上げたような状況について、経験、知識を持っておられる外部の有識者を含めた委員会でございます。

将来に向けまして、機構といたしましては、国際的にいろいろな研究者を募る際に、ほかの国々で提供されているような基本的なサービスは提供しなければならないと考えています。特に、このような点につきましては、住宅ということが重要だと考えておりますので、それを踏まえて、ビレッジゾーンというのをキャンパスに設けて、そこではPIも含めて300人の研究者の住宅を整備します。それから、更に子弟の養育、教育等についての支援、それから、将来は沖縄全体の教育ということも考えて、インターナショナルスクールの整備にも関わっていきたいと考えています。

そこで、今まで御報告を申し上げましたのは、特別の支援について今までやっているようなことをきちっと基準あるいは正式な手続という形で作るということと、それから、国際的な研究社会で通常期待されているような基本的なサービスなり施設を研究者に提供するために行っている活動、以上でございます。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

この議題は、なぜ今まで何回もやってきたのかというと、これは、当時の参議院の沖縄・北方特別委員会で、当時の野党のある議員が、いわば内部通報で得た情報をもとにして、こういう事実があるのか、そこで行われていることは過剰ではないかという趣旨の質問があったわけです。それに対する、今、回答を求めているわけです。ですから、そういう状況をよく理解されて、議員の背後には、それに投票した人たち、支持者がいるわけですね。そういう人たちに向かって、このようにやるのだから納得してくださいということじゃないと、話は通っていかないわけですよ。

今、お話しになった中身をそれなりにまとめれば、私は十分回答になるとは思っているわけですが、我々に答えてくださいということではなくて、実際に納税者、選挙民、その人たちが、こういう特別の目的を持っているところに対して、なお自分たちの基準とは違うけれども、なるほど、そのためにはそれを認めてもいいなというような語り口でな

いと、話は通っていかないわけですね。

内容については、お話になった中を拾っていけば、そのような回答を作ることはできるだろうと思いますので、これ以上のコメントは必要ないかとは思いますが。

さて、それで監事の先生方、この件に関して何かコメントはおありでしょうか。

○勝野監事 監事といたしましては、今、平澤先生の方からお話がありましたように、昨年の7月の参議院における法案審議の際に指摘されたこの問題に関しまして、報告をこのような形でまとめられて、また、関係規程類の整備も行われたということについては、一定の評価はできると考えるところであります。

借上住宅規程及び特別の処遇に関する規程が制定され、それに関連する細則、それから、今説明にもありましたガイドライン、こういったことが機構として策定されたということなので、今後、この実施状況等につきまして十分チェックいたしまして、合理的、適正かつ対外的に説明し得るような形で研究者の処遇がされていくように、監事としては機構に対しまして必要な指導助言を行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、要するに、トップクラスの人をインターナショナルに競争の厳しい状況の中で沖縄に着任していただくためのさまざまな支援的な補助装置を我々は用意しないといけないわけです。そういうものの一環であるということは、そしてまた、インターナショナルにも恥ずかしくない、そしてまた、そこに来てくださる方が沖縄の誇りになるような研究をしてくださるということが実現していくようなことを監事としても見極めながら、個々の問題に対応していただきたいと思えます。

○勝野監事 そのように努めてまいりたいと思えます。

○平澤分科会長 それから、もう一点、今の参議院の会議の中で指摘されたことで、特定職員への権限集中についての問題というのがあったわけでありまして、この点については、まだ調査中であると伺っておりますので、速やかにこの委員会に報告して下さるようお願いいたします。

○バックマン理事 そのようにいたします。

○平澤分科会長 さて、それでは、次の3番目の議題に移ります。

これは、やや事務的な側面もあるわけですが、政策評価・独立行政法人評価委員会、政独委と呼んでいるわけですが、そこが独法全体に対しての意見を毎年述べているわけでありまして、この独法に対しても特に指摘している問題点があるわけでありまして、それについて、内閣府の方から御説明いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○小桐間企画官 それでは、資料3-1をごらんいただきたいと思えます。

政独委におきましては、内閣府の独法評価委員会が行いました各所管法人の業務実績に関する評価、これが一次評価になるわけですが、その評価の仕方が適切であったかどうかという二次評価、いわばメタ評価を毎年行っております。20年度評価についての二次評

価につきましては、昨年 12 月 9 日に取りまとめられております。この中で、意見に係る部分につきましては、この分科会におきましても厳正な評価を行っていただいたということもありまして、沖縄機構について特に具体的にその評価が不十分である等の指摘というものはございませんでした。

併せて政独委におきましては、各法人の諸手当、それから、法定外福利費に関する調査というものを行っておりまして、そのうち、国と異なる諸手当を支給している事例ということで調査結果を取りまとめております。この中では、沖縄機構の名前が挙がっているところが 3 カ所ございました。

まず、1 カ所目は、俸給の特別調整というところでございます、国におきましては、定額制を導入しているのに対しまして、沖縄機構においては定率制を採用しているということで、そういった法人の一つに入っております。ただ、国においても、平成 19 年以前は、定率制というものをとっておりまして、沖縄機構においては、そういった従来の国の制度にならった仕組みになっているということかと思っておりますので、これが直ちに問題となるということではないと考えております。

それから、2 番目は、住居手当のところでございます、国より高い支給額を定めている法人ということで沖縄機構の名前が挙がっております。機構におきましても、いわゆる定年制の職員につきましては、国と同じ支給基準とされておりますが、任期制の職員につきましては、役職の区分ごとに、資料でお示しをしております一定の金額を上限として定めております。特に代表研究者につきましては、上限が 16 万円と定められております。

それから、3 番目は、期末手当、勤勉手当の部分でございます、国におきましては、民間のボーナスに当たる部分を期末手当と勤勉手当の 2 本立てとしておるわけですが、沖縄機構におきましては、期末手当として一本化してございまして、勤務成績につきましても、期末手当の算定の中で考慮しているというものでございます。

このうち、特に住居手当につきましては、報道等でも取り上げられておりましたが、政独委からは、16 万円という住居手当が高過ぎるとか、不適切であるという指摘を直接受けたわけではございませんで、政独委から求められておりますのは、このような国と異なる諸手当の適切性については、各府省の評価委員会において特に留意しながら厳格なチェックを行ってほしいということでございます。

したがって、具体的には 21 年度の実績評価を今後行っていただく中で、引き続き厳格な評価をお願いできればと思っておりますけれども、特に機構の住居手当につきましては、報道等においてもかなり取り上げられましたので、このような支給額を定めたその考え方につきましては、機構から改めて御説明をしていただくこととしております。

以上でございます。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

特に住宅手当は、私も何気なく見た朝のテレビで、いきなりトップに沖縄機構の名前が出てきて、それがしかも破格の金額だったということで、その背景はどういうことなのか

というのが非常に気になった次第であります。今、特に住宅手当の部分に関して、機構の側からももう少し詳しく御説明いただければと思います。

○ヴィンセント部長 今、小桐間企画官が御説明をされましたように、定年制の職員についての住宅手当というのは、国と同じでございますけれども、違いますのは任期制の職員の部分でございます。機構におきましては、例外なく、すべての研究者は任期制という形になっておりまして、その任期が何年かということは、技術員と研究者が2年、そしてP Iは5年となっております。

それで、手当でございますけれども、それは住宅の規模を参照しながら決められるということございまして、国の住宅手当に関する法律に基づいて行われております。そのような面積を考えるだけではなく、その当該の面積に該当する沖縄の市場価格、そういうものも勘案しております。

このような調査を具体的に行ったのですが、これは、不動産関係のコンサルタントと、一般的に利用できるような統計がありまして、そういうものを利用いたしましたけれども、附属文書の中に書いてございます。

沖縄の場合には、市場の特殊性というものがございまして、外国人向けの住宅は高めに設定されています。

それから、研究者が負担をしなければならないというものにつきましては、国の住宅手当に関する法律を参考にして決めています。月ごとの住宅にかかる費用の2割と定められております。これは家賃だけのことでありまして、水道光熱費等は含まれていません。ほかのところと比べますと、確かに機構の住宅手当は高くなっています。

ただ、前にも申し上げましたけれども、このような住宅手当を与えられている対象というのは、任期制の人だけでございまして、任期制の人というのは、短期的なベースでもって沖縄というところにやってきて、それで仕事をしなければいけないという要素がありますし、そしてまた優秀な人材を引きつけるための全体のコンペティションパッケージの一部として与えているものでございます。

以上です。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

テレビのコメンテーターは、公務員は2万7,000円、沖縄は16万円、何倍でしょうという受け止め方なんですよね。そういう受け止め方自体は、非常に一面的であって、この位置付け全体を理解した発言ではないということは承知しているわけですがけれども、そういう形で沖縄の状況というのは語られるということが現実なわけで、そういうことに対して、16万円ということがいろいろな基準に照らしてそんなに不当なといいましょうか、法外なものではないのだということが説明できるような形に多分なっていないといけないのだらうと思いますね。

それと同時に、先ほども申しましたけれども、トップクラスの人をある期間を限って沖縄に招聘するためには、それなりのハウジングというのは非常に重要なポイントになるわ

けだから、それを用意しなくてはならないという面も強調しながら、数値がほかの基準に照らしてもそんなにおかしい話ではないということを説明していくことが必要だろうと思います。

沖縄機構が用意した借上住宅のケースと、それから、研究者が自ら望んで借上住宅には入らないで借家を確保したいというときとで補助の仕方が違っているわけですし、そういうところから区別して、借家に住むときに、上限幾らまで補助するのかということは、マーケットプライスとの関係等もあって、これぐらいが妥当だという話に多分なるんだろうと思いますね。

ゆくゆくは、質の高い借上住宅なり、あるいは、コンドミニウムのような居住施設というのを整備して、公務員宿舎類似の手当ができるようなことになればと思いますけれども、特に私自身はその基準額を変えるべきだという意見は持っておりませんが、委員の先生方はいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

(委員うなずく)

○平澤分科会長 さて、それでは、この点に関しては、これでおさまるかどうかは分かりませんが、現時点においては、委員会としては了承したということにしたいと思います。

ちょうど時間がまいりましたけれども、その他の議題として、今後の日程等について、事務局の方から御説明いただけますか。

○田中専門官 御説明いたします。

一番近い日程は、2月22日に親会議がございます。ここでは、沖縄機構に関係する議題は予定されておきませんが、ほかの法人の中期目標等について御議論いただくと聞いております。

本分科会につきましては、次回3月2日でございます。本日の委員会でも御審議いただきました予算執行状況等について改めて御審議をいただくということをお願いしたいと存じます。また、例年どおり、夏の評価に向けまして、評価表についての御審議をいただくことを予定しております。

3月2日に向けまして、本日宿題となった事項等につきましては、また改めて分科会長と御相談し、委員の先生方にも随時御連絡差し上げたいと存じます。

3月2日の次でございますけれども、3月16日に親会議がございます。こちらで3月2日に御議論をいただいた内容も踏まえまして御報告するような形になろうかと存じます。

以上でございます。

○平澤分科会長 どうもありがとうございます。

私の方で用意した議題はこれだけですが、何か御発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員うなずく)

○平澤分科会長 それでは、今回、非常に深刻な事態でありますので、我々自身も慎重に、

しかし、迅速に対応したいと思っております。是非内閣府、機構ともに、それから、監査  
監事の先生方も御協力くださいますようお願いして、今回の会を終わりたいと思います。  
どうも最後までありがとうございました。

(注) バックマン理事及びヴィンセント部長の発言部分については、会合の場における通  
訳によるもの。